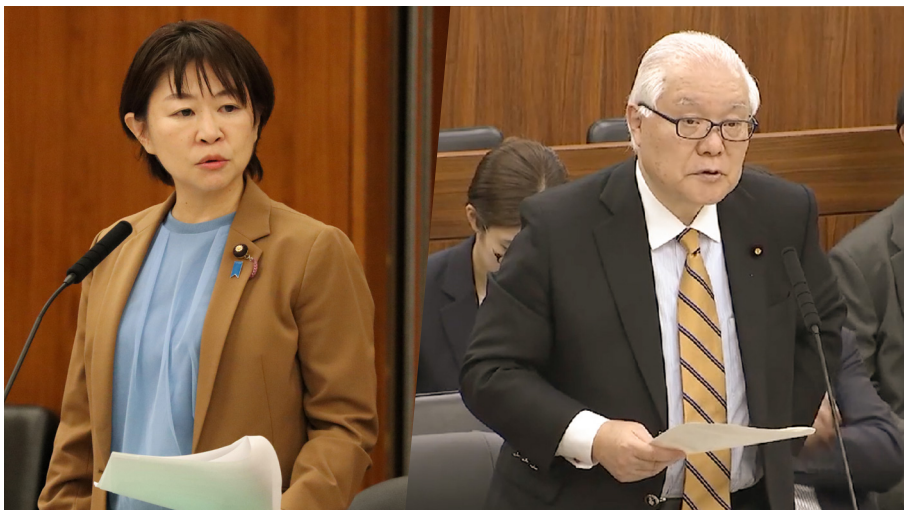


2024.5.23

田村まみ組織内参議院議員、厚生労働委員会で質疑！

育児介護休業法と次世代法の改正案について、 質疑を行いました！

今回は、本国会に提出された育児介護休業法と次世代法の改正案について審議をしました。5月16日に引き続き、介護離職の問題がある中、今回の改正案では仕事と介護の両立支援制度について抜本的な見直しは行われず、制度に関する周知等措置義務の追加に留まりました。この課題意識の下で、特に介護関係制度に焦点を当てて質問をしました。



田村まみ議員、武見厚生労働大臣（右）

<https://youtu.be/v0l2QO1ny1w>

田村まみ組織内参議院議員、発言抜粋

「育児介護休業法と次世代法の改正について」



まみに聴かせてキャンペーンに寄せられた声

「介護している人等にも仕事が続けられる社会になって欲しいです。」

「介護関連休暇を手厚くして頂きたい。今後、困る人が急増して大変な事になります。」

「親の介護で仕事を辞めずに済む環境整備をお願いしたい。」

「親の高齢化、介護する側にも健康不安があり、介護に関する不安が尽きない。介護制度の一層の充実を目指して欲しい。」

「介護しながら働くことができ、また介護で休暇を気兼ねなく取得出来る環境整備をいろんな企業にしっかりと伝えて欲しい。」

- 今回介護制度の見直しはなく、現行制度の周知が必要との答弁に終始しています。仕事と介護の両立支援制度について、周知が進まなければ、制度の見直しの検討も進まないという状況が続いてしまうことを避けるべく、周知措置の実効性について適切に確認・検証することを求めました。
- UAゼンセン所属の日本介護クラフトユニオンによれば、昨年一年間の介護休業取得実績は組合員比率で僅か0.05%と、介護制度を理解している介護従事者の介護休業取得率は他産業と比較して低いです。介護従事者の平均賃金は月26万円程度で、介護休業給付金で給与の67%が保障されても、生活が苦しくなり取得が進みません。介護従事者の処遇改善はこれまで訴えています。この現状は、制度を理解していても所得補償がなければ生活が苦しく、介護休業が取得できない証拠であることから、介護休業期間中の社会保険料免除や給付率の引上げなど、さらなる対策の必要性を訴えました。
- 厚生労働大臣からは、①社会保険料については疾病などで労務不能中でも社会保険料負担が発生すること、②給付率については休業給付の趣旨や失業者に対する給付とのバランスが必要であること、を踏まえ、慎重に検討する必要があるとの回答に終始しました。これに対し、検討すらく結論付けることがないよう釘を刺しました。
- 介護休業（93日間、3分割までの取得可）等の制度が、現状に即した制度設計であるかを判断するためには、実態把握が重要です。介護認定からケアプランが作成され、サービス提供されるまでの期間や実態についての調査の有無と、制度設計時と比べて介護認定からサービス提供までの期間や実態に変化があるか確認しました。
- 厚生労働省からは、介護保険の利用の中で一番時間がかかるといわれている要介護認定の申請から認定までの期間は、比較可能な一番古いデータである2011年の平均35.3日から令和5年上半期の平均40.1日となっており、サービス提供までの期間については、要介護保険認定が出る前でも暫定ケアプランが利用できる仕組みがあるとの答弁がありました。これに対し、少なくとも2011年からは要介護認定の期間が延びていること、そして介護従事者の人手不足と地域によっては平均よりも長引く実態もあることを踏まえ、介護休業制度の日数等について早急な議論を求めました。